

仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会設置要綱

(平成 29 年 6 月 2 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 津波被災地域における防災集団移転促進事業により本市が取得した土地（荒浜地区，井土地区，新浜地区，藤塚地区又は南蒲生地区の土地に限る。以下この条において「集団移転跡地」という。）の利活用を図るため本市が行う集団移転跡地の貸付けに関し，当該集団移転跡地を借受ける事業者の選定を適正に行うため，仙台市集団移転跡地利活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は，次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 応募要領に関すること
- (2) 事業者の選定に当たっての審査の方法及び評価基準に関すること
- (3) 事業者からの提案の審査及び事業者の選定に関すること

(組織)

第 3 条 選定委員会は，委員 9 人以内をもって組織する。

- 2 委員は，学識経験者，財務に関し識見を有する者，本市の職員等のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は，委嘱又は任命の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 選定委員会に委員長を置き，委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は，会務を総理し，選定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は，選定委員会の会議を招集し，その議長となる。

- 2 選定委員会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず，委員長は，審議を行う事業者からの提案の規模

等を考慮して、会議を招集する必要がないと認めるときは、書面の回議により議事を進めることができる。

(資料の提出等の要求)

第7条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、都市整備局市街地整備部市街地整備課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年6月2日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成31年3月26日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和元年11月27日改正)

この改正は、令和元年12月9日から実施する。

附 則 (令和3年3月19日改正)

この改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和5年3月16日改正)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。